岩手県が産廃特措法初の実施計画書提出、廃棄物改正法１２月施行へ

The Knights

「特定産業廃棄物支障除去特別措置法」(産廃特措法)に基づく基本方針が策定されたことにより、27ha(岩手側 16ha、青森側 11ha)に及ぶ国内最大規模の産業廃棄物不法投棄現場の再生計画が動き出します。岩手県は 10 月 17 日、環境省に「原状回復実施計画」を提出し、青森県も 11 月中旬までに環境省への提出を予定しています。尚、実施計画のﾎﾟｲﾝﾄとして、費用総額を岩手県が 220 億円、青森県が 440 億円と積算しています。

産廃特措法に基づく基本方針では、①事業運用に際しての基本的考え方、②自治体が策定する「実施計画」に盛り込むべき事項とその策定手続き、③その他事業実施に際し配慮すべき留意事項―などを規定しています。

また、環境省は10月9日、廃棄物処理改正法に基づく施行令改正案をまとめました。その内容は、①一廃処理を委託できる事業者の要件、②広域的処理認定制度の対象となる廃棄物等、③産廃処理施設設置者が一廃処理施設を設置する際の特例措置―となっています。この改正案は 11 月中旬に正式決定、12 月 1 日の施行を目指すものです。また、同省はこれと併せて、a.廃駆除剤の産業廃棄物への追加、b.PCB 混入汚泥等の特定管理産廃への追加、c.廃 PCB の収集運搬に係る運搬容器基準の創設―の施行令改正案も公表しました。これにより、廃農薬を産廃と位置づけることで、適正処理の徹底を求めていく予定です。

資料: 2003 年 10 月 23 日付 週間 ｴﾈﾙｷﾞｰと環境

環境技術箇所　明石　康伸

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
ＵＲＬ：www.knights.co.jp

■事業内容■
1 環境管理に伴う調査･測定･化学分析
2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
3 ビル管理に伴う水質検査･空気環境測定
4 水道法第 20 条に基づく水質検査
5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
7 トータルサニテーション管理
8 委託試験･研究･開発